

## 中小企業再生支援協議会の全体状況について

### 1. 協議会活動の成果拡大

計画完了：234社(9/24) 311社(11/30現在)

昨年2月以降、5,306社の企業からの相談に応じ、うち311社の再生計画策定が完了し、更に336社は計画策定支援中。その結果、22,331名の雇用が確保されるなど、着実に成果があがっている。

### 2. 再生計画策定完了案件の特徴

民間金融機関による直接的な債権放棄、DDS、再生ファンド等の活用による、過剰債務の圧縮に向けた手法活用の広がりがみられる。

**民間金融機関による直接的な債権放棄** (3社[うち今回公表分：2社])

民間金融機関が直接的な債権放棄を実施。この際、協議会が国税局に対して計画の合理性等の説明を行うことにより、債権放棄金額の税務上の損金算入が可能となった。(別添【事例1】、【事例2】)

**DDS(デット・デット・スワップ)の活用** (15社[うち今回公表分：8社])

過剰債務の圧縮、実質的資本増強の手段として、借入金を資本的劣後ローンへ転換(DDS)。(別添【事例3】)

**新会社への営業譲渡と旧会社の清算による実質的債務免除**

(7社[うち今回公表分：3社])

採算部門を新会社へ営業譲渡し、旧会社を清算することにより、取引金融機関からの借入金の一部を実質的に債務免除。(別添【事例4】)

**再生ファンドの活用による債務圧縮** (9社[うち今回公表分：3社])

中小企業再生ファンドが金融機関等から債権を買い取った上で一部債務を免除。

**RCC等による一部債務免除** (20社[うち今回公表分：4社])

地域金融機関等からの新規融資を活用して、RCCや債権回収会社に一括返済する際に、RCC等が一部債務免除を実施。